

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 抜粋

(令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

i 現状と問題点

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語をはじめ、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・ 他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題となっている。
- ・ 日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和6年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を通じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。
- ・ 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

iv 今後の課題

- ・ 永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。施行状況を踏まえて、取消事由の範囲の拡大も含め、更なる検討を進める。
〔法務省〕《施策番号 36》
- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。
プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容(取組)を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。
その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 104》
- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据え、日本語教育環境を整備する。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 165》
- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育(登録日本語教員の学校への配置)など、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する。〔文部科学省〕《施策番号 183》

経済財政運営と改革の基本方針2026 抜粋

（令和8年7月21日閣議決定）

外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（令和8年7月24日開催）

官房長官指示

○ 法務大臣は、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設に向け、有識者会議での議論を進め、文部科学大臣をはじめとする関係閣僚と連携し、一体となって検討を行ってください（官房長官指示（抜粋））。

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議座長決定

○ 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の下、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 決定）に基づき、日本語・生活学習プログラム（仮称）を試行・導入するに当たっての必要な視点、方向性及び留意事項等を調査し、有識者会議に調査結果を報告することを目的として…開催する（有識者会議座長決定（抜粋））。

参考：外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議 意見書 抜粋

（令和8年1月14日 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議）

（2）現状と課題

① 我が国社会での生活を送る上での必要な知識を習得するプログラムの提供

（略）外国人が日本語や我が国の社会規範等を学び、責任ある日本社会の一員として生活を営めるように環境を整備することは、諸外国の例などを基に指摘されている将来の社会分断への恐れに対応する最も重要な投資である。「外国人との秩序ある共生社会」の実現に向け、我が国においても、国が責任をもって、在留する外国人が、入国前及び入国後に日本語や我が国の社会規範等を継続的に学習するプログラムを提供する必要がある。

具体的には、帯同する家族も含め世帯単位でニーズを把握した上で、例えば、外国人の入国前や入国直後に日本社会についての初歩的な知識等を学ぶこと及び日本の制度を知り必要な行政手続を行うことの重要性について学習するプログラムを提供することを検討すべきである。さらに、中長期的に在留する場合には、上記プログラムへの参加などを在留の条件とすることも検討すべきである。

また、上記プログラムについては、国が責任を持って実施することとし、国が制度的位置づけを明確にした上で、国・地方公共団体、産業界、民間団体等の連携及び役割分担を明確化し、デジタル技術も活用した、持続可能で実効性のあるものとする必要がある。さらに、上記プログラムの意義について、国民及び我が国に在留する外国人双方に理解を求めていく必要がある。（略）

② 地域・企業格差

（略）また、受入企業によって外国人へのサポート水準が大きく異なっていることも課題である。大企業では充実した研修制度を設けている一方、中小企業では、外国人向け教育部署の常設が人的・財政的に困難であること、生活面を含めたフォロー体制が体系化されておらず、個別対応に頼らざるを得ないことから、十分な支援が困難な場合が多い。このように、企業ごとに支援格差が生じ、外国人労働者の定着率や満足度に大きな影響を与えている状況がある。

このような地域・企業格差については、適切な支援体制を構築し、是正する必要がある。例えば、外国人が居住する地域コミュニティで生じている問題の解決方法に関する経験の共有、地方公共団体から国に相談できる体制の整備や、登録日本語教員（国家資格）と認定日本語教育機関制度、外国人支援コーディネーターの活用も含め、地域・企業間の受入れ環境整備の格差を解消することが必要である。

（3）今後の検討の方向性

外国人に係る既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組の方向性を検討するに当たっては、国による「正確な実態把握と適切な情報発信」、「行政機関間の情報連携」及び「日本社会と外国人双方の取組」が重要である。特に、「日本社会と外国人双方の取組」に関しては、政府においては、我が国に在留する外国人が、日本語や我が国の社会規範等を学習するプログラムの創設を速やかに検討することが必要である。

なお、上記プログラム創設に係る検討の際には、中長期的に在留する外国人に対しては、上記プログラムへの参加などを在留の条件とすることも検討することを期待する。加えて、地方公共団体から国に相談できる体制の整備や地方公共団体に対する必要な情報の提供等や、デジタル技術の活用や前記登録日本語教員、外国人支援コーディネーターの活用等を通じ、受入れ環境整備に関する地域・企業格差を解消することが必要である。